

西京区総合庁舎整備事業 新庁舎における子どもの遊びスペース設置等委託業務 受託候補者評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西京区総合庁舎整備事業 新庁舎における子どもの遊びスペース設置等委託業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項第2号に定める評価要領に関し、必要な事項を定める。

(評価項目、配点及び企画提案を求める事項)

第2条 要綱第5条第4項第1号に定める当該プロポーザルの評価項目及び配点及び第2号に定める当該プロポーザルの企画提案を求める事項は、別表のとおりとする。

(評価方法)

第3条 当該プロポーザルの評価は、西京区総合庁舎整備事業 新庁舎における子どもの遊びスペース設置等委託業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が評価者となり、企画提案書等に対して、西京区総合庁舎整備事業 新庁舎における子どもの遊びスペース設置等委託業務受託候補者審査表（第1号様式、以下「審査表」という。）を用いて評価する。

2 受託候補者は、各評価者の平均点が7割を超え、かつ最も高い者を受託候補者として選定する。ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者として選定する。

3 委員会は、受託候補者の次点として、前項規定による評価の結果が第2順位及び第3順位の者を、それぞれ優先交渉権が第2順位及び第3順位の者として選定する。ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、前項のただし書きを準用して選定する。

(参加者が1者の場合の措置)

第4条 参加者が1者の場合は、委員が審査表を用いて企画提案書等を審査し、各評価者の平均点が7割を超える場合は、本業務を受託するに当たり、適切に業務を遂行できると判断し受託候補者として選定する。

附則

この要領は、令和5年1月22日から施行する。

別表（第2条関係）

評価項目	配点	企画提案を求める事項
デザイン・レイアウト	40点	<ul style="list-style-type: none"> 本市事業を行うスペースとして、具体的で利用しやすいレイアウトになっているか。 子育て親子が安心して過ごし、交流や遊びを楽しめる空間となっているか。 子育て世代が親しみとくつろぎを感じる魅力あるデザインとなっているか。 子どもスペースは靴を脱いでの利用としており、利用の動線に配慮した設置となっているか。
安全性	20点	<ul style="list-style-type: none"> 整備される内装・什器等は利用対象者の安全面を配慮し、事故を防止する内容となっているか。また、柱の安全対策は十分考えられているか。 利用対象者の発達特性を意識したゾーニング等を工夫しているか。
維持管理	10点	<ul style="list-style-type: none"> 整備される内装・什器等は維持管理や更新がしやすく、安全面、衛生面に配慮されたものとなっているか。
工程・運営体制	15点	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎開設準備業務の妨げにならないような工夫がされているか。 期限内に確実に履行できる工程と体制になっているか。
子どもに関する理念等	5点	<ul style="list-style-type: none"> 会社の事業等において、子どもに関する取組等を実施しているか。
見積金額	10点	<ul style="list-style-type: none"> 以下の式により配点する。ただし、小数点以下は切り捨てる。 $10点 \times \frac{\text{(応募者中の最低見積額)}}{\text{(各応募者の見積額)}}$
計	100点	

第1号様式（第3条関係）

西京区総合庁舎整備事業 新庁舎における子どもの遊びスペース設置等委託業務
受託候補者審査表

委員名（ ）

評価項目		配点					備考
		A	B	C	D	E	
デザイン・ レイアウト	本市事業を行うスペースとして、 具体的で利用しやすいレイアウト になっているか。	10	8	6	4	2	
	子育て親子が安心して過ごし、交 流や遊びを楽しめる空間となっ ているか。	10	8	6	4	2	
	子育て世代が親しみとくつろぎを 感じる魅力あるデザインとなっ ているか。	10	8	6	4	2	
	子どもスペースは靴を脱いでの利 用としており、利用の動線に配慮 した設置となっているか。	10	8	6	4	2	
安全性	整備される内装・什器等は利用対 象者の安全面を配慮し、事故を防 止する内容となっているか。ま た、柱の安全対策は十分考えられ ているか。	10	8	6	4	2	
	利用対象者の発達特性を意識した ゾーニング等を工夫しているか。	10	8	6	4	2	
維持管理	整備される内装・什器等は維持管 理や更新がしやすく、安全面、衛 生面に配慮されたものとなっ ているか。	10	8	6	4	2	
工程・運営体 制	新庁舎開設準備業務の妨げになら ないような工夫がされているか。	5	4	3	2	1	
	期限内に確実に履行できる工程と 体制になっているか。	10	8	6	4	2	
子どもに關 する理念等	会社の事業等において、子どもに 關於する取組等を実施しているか。	5	4	3	2	1	
見積金額	以下の式により配点する。（小數 点以下は切り捨て） 10点×（応募者中の最低見積 額）／（各応募者の見積額）						
合計得点							

※ A：優れている B：やや優れている C：妥当 D：やや不十分 E：不十分

※ 配点がD又はEの場合は、必ず備考欄にコメントを記載すること。